

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

○亀岡市税条例等の一部改正 (税務課) 3

—— 規 則 ——

○出納員及びその他の会計職員設置規則
の一部改正 (高齢福祉課) 6

—— 告 示 ——

○亀岡市敬老乗車券事業実施要綱
(高齢福祉課) 7

○子どもスポーツ検診補助金交付要綱
(スポーツ推進課) 10

○亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱の一
部改正 (土木管理課) 15

○公示送達 (税務課) 20

○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 20

○国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 21

○公示送達 (保険医療課) 21

○国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 22

○公示送達 (税務課) 23

—— 公 告 ——

○亀岡市亀岡駅北土地地区画整理組合の定
款変更の認可 (都市計画課) 24

○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変
更による計画書の縦覧 (農林振興課) 24

○都市計画法に関する工事完了の公告
(都市計画課) 24

○都市計画法に関する工事完了の公告
(都市計画課) 25

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

○平成28年度財政援助団体等監査結果
に対する措置状況 26

教育委員会欄

—— 規 則 ——

○亀岡市放課後児童健全育成事業の実施
に関する条例施行規則の一部改正 28

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請
求及び合併協議会設置の請求に要する
有権者総数の50分の1の数 29

○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の
解職請求に要する有権者総数の3分の
1の数 29

○合併協議会設置協議について選挙人の
投票に付する請求に要する有権者総数
の6分の1の数 29

公布された条例のあらまし

亀岡市税条例等の一部を改正する 条例要綱

- 1 地方税法等の改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正することとした。
 - (1) 児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、地方税法に定める割合を参酌して、特例割合を2分の1とすることとした。
 - (2) 企業主導型保育事業に係る保育施設の用に供する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、地方税法に定める割合を参酌して、特例割合を2分の1とすることとした。
 - (3) 都市緑地法に規定する市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、地方税法に定める割合を参酌して、特例割合を3分の2とすることとした。
 - (4) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を平成33年度（現行：平成30年度）まで3年延長することとした。
 - (5) 優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を平成32年度（現行：平成29年度）まで3年延長することとした。
 - (6) 控除対象配偶者の定義の変更に伴い、用語を改めることとした。
 - (7) 軽自動車税の種別割導入時の経過措置の読替規定の整備を図ることとした。

2 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(6)の改正は平成31年1月1日から、1の(7)の改正規定は平成31年10月1日から施行することとした。

条 例

亀岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第24号

亀岡市税条例等の一部を改正する
条例

(亀岡市税条例の一部改正)

第1条 亀岡市税条例(昭和30年亀岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第57条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第57条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条の2第11項を同条第13項とし、同条第10項の次に次の2項を加える。

11 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に改める。

(亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例(平成26年亀岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第77条及び新条例」を「亀岡市税条例第77条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第77条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第77条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第77条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第77条	亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

（亀岡市都市計画税条例の一部改正）

第3条 亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第15項とする。

附則第12項中「附則第2項及び第4項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第5項から第7項まで」を「附則第7項から第9項まで」に、「附則第7項」を「附則第9項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第9項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第11項を附則第13項とし、附則第7項から第10項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第6項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第4項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第3項を附則第5項とし、附則第2項を附則第4項とし、附則第1項の次に次の2項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

- 2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

- 3 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀岡市税条例附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日

- (2) 第2条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の亀岡市税条例（以下「新市税条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新市税条例第57条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 この条例による改正後の亀岡市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

「揭示済」

規則

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第20号

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則

出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表7の項中 「

文化センター館長 文化センター庶務 事務担当職員

」 を 「

文化センター館長 文化センター庶務 事務担当職員 児童館長 児童館庶務事務担 当職員

」 に改め、

同表中41の項を42の項とし、24の項から40の項までを1項ずつ繰り下げ、23の項の次に次のように加える。

24 敬老乗車券利用者負担金の収納	人権啓発課長	文化センター館長 文化センター庶務事務担当職員 児童館長 児童館庶務事務担当職員	
	高齢福祉課長	高齢福祉課担当職員	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第189号

亀岡市敬老乗車券事業実施要綱を次のように定める。

平成29年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市敬老乗車券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共交通機関を利用する機会が多い高齢者の移動手段の確保及び外出促進並びに市内の公共交通機関の利用促進を目的として実施する亀岡市敬老乗車券事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第4条第1項の規定による交付申請をしようとする日の属する年度内において75歳以上の者
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許を有効期間内に同法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に全ての区分の運転免許の取消しを申請し、運転免許を取り消された者

(利用範囲)

第3条 亀岡市敬老乗車券(以下「乗車券」という。)を利用することができる区間は、次の各号に掲げる区間とする。

- (1) 亀岡市コミュニティバスの全区間
- (2) 亀岡市ふるさとバスの全区間
- (3) 京阪京都交通株式会社の亀岡市内を運行する区間。ただし、亀岡市外の停留所で乗車又は降車をする場合の市外乗車区間の運賃は利用者が負担するものとする。

(申請)

第4条 乗車券を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、亀岡市敬老乗車券交付申請書(別記様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請書の受付は、亀岡市役所高齢福祉課その他市長が認めた場所で行うものとする。

(乗車券の交付及び金額)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、乗車券の交付の適否を決定し、適当と認めた利用者に乗車券を交付する。

2 乗車券は、20枚を1冊として交付し、利用者1人につき、同年度内において2冊まで交付できるものとする。

3 利用者は、交付を受けようとする乗車券1冊につき、2,500円をあらかじめ納付しなければならない。ただし、次条に基づく乗車券の交付を受ける場合は、この限りでない。(運転免許証自主返納者への支援)

第6条 市長は、亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱(平成27年亀岡市告示第51号)第3条に規定する者への支援として、乗車券1冊を無料で交付することができるものとする。

(乗車券の取扱い)

第7条 乗車券は、盗難、紛失、破損、汚損及び対象者でなくなった場合においても、再交付及び払戻しをしないものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用方法)

第8条 利用者は、降車時に乗務員に乗車券1

枚を渡さなければならない。

(不正利用の禁止)

第9条 利用者は、乗車券を不正に利用し、又は他人に転売若しくは譲渡してはならない。

2 市長は、利用者が前項の規定に違反したときは、乗車券の返還を命じるとともに、乗車券の不正利用に伴い市が損害を受けた運賃相当額について、弁償させることができる。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年9月19日から実施する。ただし、第8条に定める乗車券の利用は、平成29年10月1日から適用する。

(亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部改正)

2 亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱(平成27年亀岡市告示第51号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「バス乗車カード5,000円分」を「亀岡市敬老乗車券1冊(20枚分)」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「バス乗車カード」を「亀岡市敬老乗車券」に改める。

別記様式

亀岡市敬老乗車券交付申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

亀岡市敬老乗車券事業を利用したいので、使用上の注意に同意のうえ、申請します。

申請者 (利用者)	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日 (歳)
	住所	亀岡市	() -
申請冊数	申請冊数	利用者負担金の合計額	
	冊	冊×2,500円= 円	
今年度申請冊数	<input type="checkbox"/> 1冊目 <input type="checkbox"/> 2冊目 (同一年度1人2冊が上限となります。)		
主に利用するバス 主な利用区間	<input type="checkbox"/> 亀岡市コミュニティバス	() ~ ()	
	<input type="checkbox"/> 亀岡市ふるさとバス	() ~ ()	
	<input type="checkbox"/> 京阪京都交通(株)	() ~ ()	

本人確認をしますので、保険証等の本人確認ができる証明書をご持参ください。

75歳未満の運転免許証自主返納者は、「申請による運転免許の取消通知書」又は「運転経歴証明書」を提示してください。(写し可)

使用上の注意

※1冊20枚綴。1枚につき1回の乗車ができます。

※亀岡市外のバス停からの乗車及び亀岡市外のバス停での降車には、その区間の普通旅客運賃が別途必要となります。

※本人以外は使用できません。また、偽造、他人への譲渡及び転売は禁止しています。

※不正利用した場合は、乗車券の返還及び不正利用相当額を弁償していただきます。

※盗難、紛失及び利用者の資格喪失の場合も払い戻し・再発行いたしません。

※利用者本人又は同一世帯の者以外が申請する場合は、下記の委任状(委任する本人が記入押印したもの)が必要です。申請の際は代理人の自身を証明する身分証明書等を提示してください。

(宛先) 亀岡市長

委任状

委任する本人(利用者本人) _____ ㊟

私は、次の者を代理人と定め、亀岡市敬老乗車券交付申請及び受領を委任します。

ふりがな		住所	
代理人			
氏名			

市役所記入欄

「揭示済」

亀岡市告示第190号

子どもスポーツ検診補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

子どもスポーツ検診補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツを行う子どもたちの重篤なスポーツ障害を予防し、子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しめる体を維持することを目的として、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)及びこの要綱に定めるところにより、スポーツ検診を受検する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、各競技団体が主催するスポーツ大会に出場するために、事前検診を義務付けられた市内に居住する中学生以下の者(以下「受検者」という。)が所属する団体であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人 亀岡市体育協会加盟団体
- (2) その他市長が特に必要と認める団体

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、受検者1人につき800円とし、同一年度内において1回を限度として交付する。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「申請者」という。)は、子ど

もスポーツ検診補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 検診の詳細が分かる資料
- (2) 大会に出場するために事前検診が必要であることが分かる資料
- (3) 受検者名簿
- (4) その他市長が必要とする書類
(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、その適否を子どもスポーツ検診補助金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該事業において変更を要する事項が生じた場合、市長に子どもスポーツ検診補助金変更申請書(別記第3号様式)を提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、市長が定める日までに子どもスポーツ検診補助金実績報告書(別記第4号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額を確定し、子どもスポーツ検診補助金確定通知書(別記第5号様式。以下「確定通知書」という。)により補助対象者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第9条 前条の規定による確定通知を受けた補助対象者は、子どもスポーツ検診補助金請求書(別記第6号様式)に当該確定通知書の写しを添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、交付決定を取消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成29年度分の補助金から適用する。

別記第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

亀岡市指令 第 号

(宛先) 亀岡市長

様

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名
 電話番号

㊤

子どもスポーツ検診補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました子どもスポーツ検診補助金の交付については、子どもスポーツ検診補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

子どもスポーツ検診補助金交付申請書

子どもスポーツ検診補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

記

亀岡市長

印

検 診 名 称	
実 施 日 時	年 月 日 () 午前・午後 : ~ :
実 施 場 所	
受 検 者 数 (予 定)	
添 付 書 類	(1) 検診の詳細が分かる資料 (2) 大会に出場するために事前検診が必要であることが分かる資料 (3) 受検者名簿 (住所・学校名等記入のこと)

記

- 1 決定
 交付決定額 金 円
- 2 却下
 理由

- 1 この補助金は、子どもスポーツ検診に対して交付するものです。
- 2 この補助金を他の目的に使用することはできません。
- 3 事業が終了したときは、子どもスポーツ検診補助金実績報告書（別記第4号様式）と検診の詳細が分かる資料のほか、必要な書類を提出してください。
- 4 交付申請に虚偽若しくは不正があった場合又は交付要綱の趣旨等に反すると判断された場合は、補助金の交付決定を取り消し若しくは変更し、補助金の全部又は一部を交付せず、その返還を命ずることがあります。

第3号様式 (第6条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 所在地名
団体名
代表者氏名
電話番号

㊤

子どもスポーツ検診補助金変更申請書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた子どもスポーツ検診補助金交付申請の内容に変更が生じたので、下記のとおり申請します。

記

検 診 名 称	
実 施 日 時	年 月 日 () 午前・午後 : ~ :
実 施 場 所	
受 検 者 数 (予定)	
変 更 の 内 容	

第4号様式 (第7条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 所在地名
団体名
代表者氏名
電話番号

㊤

子どもスポーツ検診補助金実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定のありました補助金に係る検診を受検したので、子どもスポーツ検診補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり報告します。

記

検 診 名 称	
実 施 日 時	年 月 日 () 午前・午後 : ~ :
実 施 場 所	
受 検 者 数	
添 付 書 類	(1) 検診の詳細が分かる資料 (写真等) (2) 受検者名簿 (住所・学校名等記入のこと)

第5号様式 (第8条関係)

第 年 月 日 号

様

亀岡市長

印

第6号様式 (第9条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

請求者 所在地 団体名 代表者氏名 電話番号 印

子どもスポーツ検診補助金請求書

子どもスポーツ検診補助金確定通知書

年 月 日 第 号で交付額確定の通知があった子どもスポーツ検診補助金について、子どもスポーツ検診補助金交付要綱第9条に基づき、次のとおり請求します。

年 月 日付けで実績報告を受けた子どもスポーツ検診補助金については、子どもスポーツ検診補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 本店 支店 支所
預金種目	信用組合 農協 普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
委任状	
私(請求者)は、を代理人と定め、子どもスポーツ検診補助金の受領を委任します。	
年 月 日	
(宛先) 亀岡市会計管理者	請求者 氏名又は名称 印

補助金交付確定額 金 円

補助金交付決定額 金 円

「揭示済」

亀岡市告示第191号

亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱（昭和53年亀岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第3項を次のように改める。

3 灯具交換に係る助成金は、前項の助成金の対象となっている公衆街路灯のLED灯具への灯具交換を行い、電気料金の区分が10ワット超の区分から10ワット以下の区分に変更されたとき、1灯当たり1万円を限度とし、灯具交換に要した経費の額を交付するものとする。ただし、助成金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第5条第2項を削る。

第6条を第9条とし、第7条を第10条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（実績報告書）

第6条 電気料金に係る助成金の交付決定を受けた自治会等は、維持管理公衆街路灯実績報告書（別記第3号様式）に当該年度1月の電気料金請求書（領収書）の写しを添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 灯具交換に係る助成金の交付決定を受けた自治会等は、LED灯具交換実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 電気料金区分変更後の電気料金請求書（領収書）の写し

(2) 灯具交換に係る工事内訳が分かる請求書

（領収書）の写し

（確定通知）

第7条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、亀岡市公衆街路灯助成金確定通知書（別記第5号様式）により自治会等に通知するものとする。

（請求及び交付）

第8条 前条の規定による確定通知を受けた自治会等は、亀岡市公衆街路灯助成金請求書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書を受理したときは、自治会等に対し、助成金を交付するものとする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 所在地
自治会等名
代表者氏名

④

亀岡市公衆街路灯助成金交付申請書

亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱に基づき 年度の助成金を交付くださるよう必要書類を添えて申請します。

1 申請の区分	電気料金・灯具交換 (該当するものを○で囲んでください)
2 対象公衆街路灯数	灯
3 助成金交付申請額	円

第2号様式（第5条関係）

亀岡市指令 年 月 日 号

様

亀岡市長 国

亀岡市公衆街路灯助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった公衆街路灯助成金については、審査の結果下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 申請の区分	
2 対象公衆街路灯数	灯
3 助成金交付決定額	円

別記第2号様式の次に次の4様式を加える。

第3号様式（第6条関係）

維持管理公衆街路灯実績報告書
 番号 _____ (申請者) 自治会等名 _____
 代表者氏名 _____ ㊞

No.	名 義 人	(関電) お客さま番号				契約 種別	口数						摘 要	
		所	日程	番	号		10	20	40	60	100	50VA		100VA
						2※								
						〃								
						〃								
						〃								
						〃								
						〃								
						〃								
						〃								
						〃								
						〃								
						〃								
						〃								
						〃								

第6号様式（第8条関係）

請 求 書

金 _____ 円

年度亀岡市公衆街路灯助成金として上記金額を請求します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

所在地

自治会等名

代表者氏名

Ⓜ

《振込先》

振込指定 金融機関	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合	支 店
預金種別	普 通 ・ 当 座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成29年度分の助成金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第192号

亀岡市長 桂川孝裕

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年9月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
納期限変更告知書 平成29年度
固定資産税・都市計画税 第3、4期分
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略

名称 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第193号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成25年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成29年9月7日

- 1 撤去した理由
亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
JR並河駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
平成29年9月7日（木）
午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 5台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間
月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置
保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第194号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年9月7日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0507-61030

- 1 当該者生年月日 昭和27年1月31日
- 2 保 険 者 亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日 平成29年4月1日
- 4 無効になる日 平成29年9月7日

「揭示済」

亀岡市告示第195号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年9月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成29年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成29年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第196号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年9月8日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0146-21011

- 1 当該者生年月日 昭和42年6月8日
- 2 保 険 者 亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日 平成28年4月1日
- 4 無効になる日 平成29年9月8日

「揭示済」

亀岡市告示第197号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年9月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成29年度 2期分 固定資産税・都市計画税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第63号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年9月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 組合の名称
亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成26年6月6日から
平成32年3月31日まで
- 3 施行地区の区域
亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部
- 4 事務所の所在地
亀岡市余部町清水77番地1
- 5 設立認可の年月日
平成26年6月6日
- 6 変更認可の年月日
平成29年9月5日

「揭示済」

亀岡市公告第64号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年

政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成29年9月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
平成29年9月7日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成29年9月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目7の5の一部、7の6
（関連区域）
亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目38の一部、39の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

亀岡市篠町篠新畑田1

木村 太一

「揭示済」

亀岡市公告第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成29年9月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市千代川町今津3丁目1の189

の一部

（関連区域）

亀岡市千代川町今津3丁目1の199

の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

京都市西京区御陵鳴谷6の5

シャルレ10番館1階

株式会社NAGATA

「揭示済」

任免及び辞令

大石 慶明

西村 隆美

河合 恵

井上 春子

（各 通）

西垣 敦雄

木村 良徳

矢野 隆弘

石倉 敬子

山崎 正則

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱します

任期は平成31年8月31日までとします

出口 茂子

亀岡市子ども・子育て会議委員に委嘱します

任期は平成29年11月18日までとします

平成29年9月1日

岩井 秀世

木澤 真一

（各 通）

神月 紀輔

原 清治

松浦 善満

亀岡市いじめ調査委員会委員に委嘱します

任期は平成31年9月2日までとします

平成29年9月3日

風神 武志

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します

任期は平成29年9月30日までとします

北川 さおり

亀岡市循環型社会推進審議会委員の委嘱を解きます

平成29年9月7日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成28年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年9月27日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 菱田光紀

平成28年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>産業観光部</p> <p>観光戦略課</p> <p>補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>イ 会計処理において、会計責任者等責任体制が明確にされていなかった。責任体制を明確にするよう指導することにより改善された。</p> <p>農林振興課</p> <p>指定管理料にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 農業公園の使用許可において、使用の申請書に誓約書が添付されていないものがあった。また、使用許可書が申請者に交付されていないものがあった。</p> <p>亀岡市農業公園条例施行規則に基づき、適正な事務処理となるよう指導することにより改善されたい。</p>	<p>会計責任者等責任体制を明確にするよう指導した。</p> <p>平成29年度より、使用申請書が提出された際は、誓約書の添付を求めるよう、また、使用許可書が申請者に交付されるよう指導した。</p>

<p>イ 休日勤務手当の支給において、職員給与規程に休日勤務手当を規定する条項がなかった。</p> <p>休日勤務手当の規定に基づく支給となるよう職員給与規程の見直しを指導し、改善されたい。</p> <p>ウ 指定管理の業務において、検査調書が作成されていなかった。</p> <p>財務規則に基づき、適正な事務処理となるよう改善されたい。</p>	<p>休日勤務手当を規定する条項を設けた上で、条項に基づいた支給を行うように指導したところ、平成29年6月1日付けで改正された。</p> <p>平成28年度事業終了時に、検査調書を作成した。</p>
---	---

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月1日

亀岡市教育委員会教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第7号

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成21年亀岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中

「

詳徳小学校放課後児童会	亀岡市篠町柏原田中3番地1
亀岡川東学園放課後児童会	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4

」

を

「

城西小学校放課後児童会	亀岡市余部町前川原46番地
詳徳小学校放課後児童会	亀岡市篠町柏原田中3番地1
南つつじヶ丘小学校放課後児童会	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号
亀岡川東学園放課後児童会	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第16号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年9月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1,500人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第17号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年9月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

25,000人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第18号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成29年9月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12,500人

「揭示済」